

安全装置等導入促進助成

助成金交付額一覧表

区分	助成金交付額
後方視野確認支援装置	対象装置 1 台あたり取得価格の 2 分の 1 の額 (上限 3 万円、全日本トラック協会助成分を含む) モニターと後方カメラを同時に導入した場合に限り助成対象とする。モニター単体又はカメラ単体による導入の場合は助成対象としない。
側方衝突監視警報装置	対象装置 1 台あたり取得価格の 2 分の 1 の額 (上限 10 万円、全日本トラック協会助成分のみ) 車両総重量 7.5 t 以上の事業用トラックの左側方の安全確保を目的として装着した装置を助成対象とする。ただし、トラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第 5 輪荷重が 8.5 t 以上のものを助成対象とする。
呼気吹込み式アルコールインターロック装置	対象装置 1 台あたり取得価格の 2 分の 1 の額 (上限 2 万円、全日本トラック協会助成分のみ)
IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器	対象装置 1 台あたり取得価格の 2 分の 1 の額 (上限 2 万円、全日本トラック協会助成分のみ) 安全性優良事業所 (G マーク認定事業所) が導入した場合に限り助成対象とする。
トルク・レンチ	1 台あたり取得価格の 2 分の 1 の額 (上限 3 万円、全日本トラック協会助成分のみ) 「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ (自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。) とし、車両総重量 8 t 以上の事業用トラックを管理する事業所が導入した場合に限り助成対象とする。

※取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。なお、取付工賃や消費税は取得価格には含まない。

※取得価格の 2 分の 1 に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨てる。

※事業者が対象装置を当該年度に新たに買取り (一括、割賦) またはリースにより、山口県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に装着した場合 (中古品・レンタル品を除く)、助成金を交付する。助成金の交付台数は、1 会員あたり対象装置 20 台を限度とする。ただし、トルク・レンチについては、1 事業所あたり 1 台とする。また、国からの補助金が交付された装置に対しては、助成金を交付しない。